

佐世保市子育て応援住宅支援事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中古住宅の流通を促進することで、市内に発生する空家を抑制し、子育て世帯が安心して子どもを産み育てることができる住まい及び居住環境の形成を図ると共に、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するため、居住誘導区域内の中古住宅を取得する子育て世帯に対し、予算の範囲内において、佐世保市子育て応援住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び母子手帳の交付を受けている出産予定の子を含む。）がいる子育て中の世帯をいう。
- (2) 中古住宅 新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）以外の住宅で、補助金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）又は当該申請者の3親等以内の者の所有でない住宅をいう。
- (3) 居住誘導区域 佐世保市立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域であって、以下に掲げるものをいう。
 - イ 土砂災害リスク及び浸水想定リスクが現認の限り存在しない区域
 - ロ 一定の災害リスクが存在するものの、対策実施済み又は避難、減災等の対応が可能と考えられる区域

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、建築関係法令に適合して建てられたものであって、次の各号のいずれかに該当する住

宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅の用に供する部分に限る。）
- (2) マンション等の共同住宅等（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物をいう。）で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第1号から第7号までに掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 子育て世帯が、自ら居住するために居住誘導区域内の中古住宅を取得しようとする者であること。
- (2) 居住誘導区域外から居住誘導区域内に移転しようとする者であること。
- (3) 補助対象者及び同居する者の全てが市区町村税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- (5) 補助事業を実施する前の住宅を市内に所有し、当該住宅が空家となる場合において、当該住宅を中古住宅市場で流通させようとし、又は管理不全とならないように維持管理に努めること。
- (6) 補助事業完了後、10年間当該住宅に居住し維持管理に努めること。
- (7) 補助事業完了までに補助対象住宅に居住する世帯が町内会に加入すること。

（補助事業完了時期）

第5条 補助事業は、補助金を交付決定した日の属する年度の1月末までに完了しなければならない。ただし、申請者の責めに帰さない事由によるもので、市長がやむを得ないと認める補助事業については、この限りでない。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除いた額。以下「補助対象経費」という。）は、自ら居住するための中古住宅（居住誘導区域内のものに限る。）の取得に係る経費とする。

2 補助事業が、他の公的補助金等の対象となる場合は、補助金の対象としない。ただし、他の公的補助金等の補助対象となる経費部分を明確に区分する

ことができるときは、他の公的補助金等の補助対象部分を除く部分についてのみ、補助対象経費とすることができます。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の対象としない。

- (1) 補助金の交付決定前に、中古住宅取得に係る売買契約を締結したとき
- (2) 災害リスクの高いエリア内にある住宅であるとき
- (3) その他市長が適当でないと認める売買があったとき
(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の5分の1以内とし、かつ、住宅1件あたり40万円を限度とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一住宅及び同一人について1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、佐世保市子育て応援住宅支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 出産予定である場合は、母子健康手帳の写し
- (3) 世帯全員の市税を滞納していないことが確認できる書類（直近の課税が佐世保市以外の場合は、当該課税を行った市区町村発行の当該書類）
- (4) 建物の登記事項証明書（申請日前3カ月以内に交付されたものに限る。）
- (5) 補助金算定書（第2号様式）
- (6) 現況写真（補助対象住宅の全景写真）
- (7) 中古住宅の取得に係る経費が分かるもの
- (8) その他市長が必要と認める書類
(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し適当と認めた場合に限り、交付決定を行い、申請者に対して佐世保市子育て応援住宅支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(計画の変更)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定額を含む交付決定の内容に変更が生じる場合は、佐世

保市子育て応援住宅支援事業補助金変更交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 第8条の申請で添付した書類のうち、変更となるもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定額に変更がない軽微な変更の場合は、交付決定者は佐世保市子育て応援住宅支援事業補助金内容変更届出書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 第8条の申請で添付した書類のうち、変更となるもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 前条の規定は、第1項に規定する申請があった場合の決定について準用する。この場合において、同条中「佐世保市子育て応援住宅支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）」とあるのは、「佐世保市子育て応援住宅支援事業の計画変更承認書及び佐世保市子育て応援住宅支援事業補助金交付決定変更通知書（第6号様式）」と読み替えるものとする。

（事業の中止）

第11条 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、佐世保市子育て応援住宅支援事業中止届（第7号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、市長は、第9条又は前条第3項に規定する交付決定を取り消すものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、中古住宅の取得が完了したときは、速やかに、佐世保市子育て応援住宅支援事業完了実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 領収書の写し等（支払が確認できるもの）
- (3) 売買契約書の写し
- (4) 町内会加入証明書（様式第9号）又は加入が確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、特に必要があると認める場合には、補助対象住宅の現場検査を行うものとする。

（額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告の内容が適当と認めた場合に限

り、交付すべき補助金の額の確定を行い、佐世保市子育て応援住宅支援事業補助金交付確定通知書（第10号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、実績報告の内容がこの要綱に定める内容に適合していないと認めたときは、交付決定者に対し佐世保市子育て応援住宅支援事業不適合通知書（第11号様式）により通知したうえで、是正を指導するものとする。
- 3 前条第1項又は第2項の規定は、前項の指導に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の請求）

第14条 前条第1項の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、佐世保市子育て応援住宅支援事業補助金交付請求書（第12号様式）を市長に提出するものとする。

（意見の聴取及び調査）

第15条 市長は、この要綱に定める事項について、必要があると認めるときは、申請者に対する意見の聴取及び申請者の同意を得たうえでの補助対象住宅への立入りができるものとする。

- 2 市長は、交付決定者の補助対象住宅における居住実態について調査ができるものとする。

（財産処分の制限等）

第16条 交付決定者は、当該補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

- 2 規則第18条の規定による市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（補助金の返還等）

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、災害、病気、家庭環境の状況又は職場環境の変化その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、令和元年度以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 20 日から施行し、令和 4 年度以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行し、令和 7 年度以後の予算に係る補助金について適用する。